

原規規発第 2103031 号  
令和 3 年 3 月 3 日

中部電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾 殿

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 8 7 条第 4 号の規定に基づく、基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等の確認について

令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け本原原発第 3 7 号（令和 3 年 2 月 1 9 日付け本原原発第 4 3 号をもって一部補正）をもって申請のありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 8 7 条第 4 号の規定に基づき、判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認したので、運転責任者に係る基準等に関する規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知します。